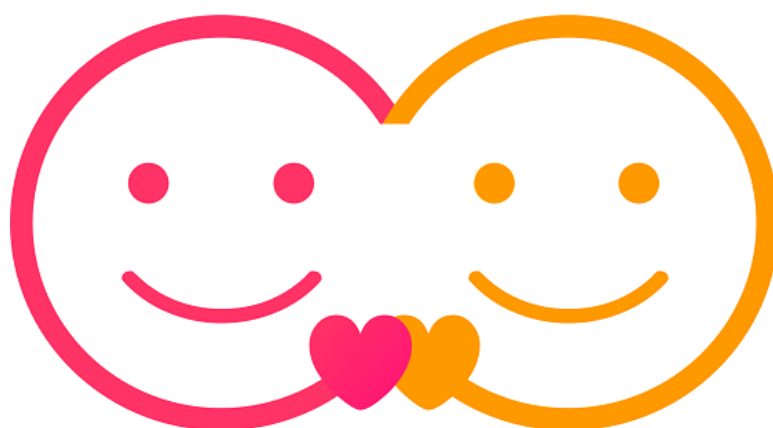


平成29年度教育重点施策

(平成29年度教育方針)

き・ず・な・む・す・ぶ



とちぎ未来

ASSISTNET

栃木市教育委員会

はじめに

本市教育委員会では、栃木市総合計画の基本方針をもとに、平成25年3月に「栃木市教育計画」を策定し、これから10年間の教育行政が目指す基本的な方向性及び5年間の施策等を明らかにしました。

この「平成29年度教育重点施策」は、平成29年度に重点的に取り組む施策を明らかにしたものです。

教育計画策定から4年目となる平成28年度は、「ふるさとの風土で育む人づくり・まちづくり」のスローガンも定着し、本市ならではの教育をしっかりと推進してまいりました。

本市の歴史・文化・芸術の拠点となる（仮称）文化芸術館・（仮称）文学館の整備に当たりましては、広く市民の方々のご意見を取り入れながら基本計画を策定いたしました。

また、学校・家庭・地域が連携し、「地域とともにある学校」を目指した「学校運営協議会制度」の本格導入に向けて研究を進めると同時に、規則等の制定や運営マニュアルの策定など準備を進めてまいりました。

平成29年度は、本市教育の柱である「とちぎ未来アシストネット」によって構築されてきた学校と家庭・地域のパートナーシップを基盤に、学校運営協議会制度を市内44小中学校すべてに導入することで、学校・家庭・地域のさらなる連携協働体制の強化や地域が支える小中一貫教育の推進を目指します。

また、だれもがいつでもどこでも学び、学んだことを生かして活躍できる教育環境整備に一層力を入れ、子どもから高齢者まで市民が互いに絆を結び、ふるさとを誇れる人づくり・まちづくりを推進いたします。

平成29年度は、「栃木市教育計画」の前期計画最終年度となりますので、前期計画の集大成として、それぞれの施策を着実に実施してまいります。



基本理念

【注】

だれもが生きがいをもって生き生きと学び続ける栃木市で、市民が互いに絆を結び、未来を拓く「生きる力」をもった子どもたちを育て、ふるさとを誇れる人づくり・まちづくりを推進します。

本市の名誉市民である山本有三の精神を根幹に据え、本市で育むべき「生きる力」を、「たった一人しかない自分のよさを伸び伸びと発揮し、たった一度しかない一生を、自らの意志で生き生きと切り拓く力」とし、「生命尊重・人権尊重」と「絆」を重んじる精神を基本理念としました。

この基本理念のもと、市民のだれもがいつでもどこでも学び、学んだことを生かして活躍できる生涯学習社会の実現を図り、学校・家庭・地域が力を合わせ、未来を担う子どもたちに、「生きる力」を育みます。

そして、子どもから高齢者までの世代を超えた出会いやコミュニケーションの機会を通して、人と人との絆を固く結び、ふるさとに愛着と誇りをもち、地域社会はもちろんのこと国際社会で活躍できる人材を育成します。

教育の目標

【注】

基本理念を推進するため、学校教育の充実、生涯学習の充実、スポーツの推進、文化の振興の視点から、次のように本市の教育目標を設定しています。

学校教育の充実

- 人生の礎・生きる力を育む学校教育を推進します

生涯学習の充実

- 生き生きと学び、人づくり・まちづくりに参画する生涯学習を推進します

スポーツの推進

- 地域の一体感と活力を醸成する生涯スポーツを推進します

文化の振興

- ふるさとへの愛着と誇りを育み、歴史文化のまちづくりを推進します

【注】：「栃木市教育計画」から抜粋

重点施策

基本施策（学校教育の充実、生涯学習の充実、スポーツの推進、文化の振興）を推進するため、単位施策ごとの重点施策を掲げます。

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

これからの子どもたちには、基礎的な知識や技能の習得、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等、主体的に学習に取り組む態度・意欲などの「確かな学力」を育てていくことが必要です。生き生きと学び、学習が「分かる」という実感を伴いながら、「確かな学力」を身に付けていくことで、状況的・的確に判断し、様々な問題を主体的に解決する力やその基盤となるコミュニケーション能力等を育てます。 【注】

○学習指導の充実

- ・子どもたちの学力の向上を図るため、学力・学習状況調査の結果をもとに安心・自身・意欲を高める授業改善と学業指導の充実に努めます。
- ・基礎学力の定着を図るとともに、子どもたちの学ぶ意欲を高めるため、放課後教室を市内全小学校で実施します。

○特別支援教育の充実

- ・一人一人の教育的ニーズに応じて学校全体で適切な支援ができるよう、個別支援計画及び個別指導計画（すくすくシート）の活用を推進するとともに、教員や学校支援員等を対象とした研修会や学校訪問を実施します。

○外国語教育の充実

- ・小学校高学年における英語教育の教科化を見据え、教員やALTの指導力の向上を図るための研修会を実施します。
- ・子どもたちの英語への親しみ、コミュニケーションへの積極的な態度の育成を図るため、イングリッシュセミナーやイングリッシュキャンプを実施します。

○今日的課題に対応した教育（環境教育、情報教育）の充実

- ・自然を大切にし、環境づくりに取り組む態度や資質・能力を育成するため、渡良瀬遊水地を教材とした学習資料を市内全小学校に配布し、その活用を推進します。

○「ふるさと学習」の推進

- ・ふるさとへの愛着や誇りを育むため、本市の豊かな歴史、自然、文化、まちづくりなどについて学ぶことができるよう、積極的にアシストネットを活用するとともに、市教育研究所ホームページの「ふるさと学習」コーナーを充実します。

○キャリア教育の充実

- ・子どもたちが自分の夢や将来像をより明確に意識して、職業観・勤労観を身に付けることができるよう、小中高大の連携による指導の継続、地域や企業等との連携による体験活動等を支援します。

2 豊かな心及び健やかな体の育成

困難な状況にあってもくじけない精神力や体力をもち、自分自身を大切にするとともに、他者を尊重し、他者と関わり合いながら問題を解決する力を身に付けることができるよう「豊かな心」と「健やかな体」を育みます。 【注】

○道徳教育の充実

- ・「生命尊重・人権尊重」をはじめとする道徳教育の充実を図るため、道徳教育推進教師等を対象とした研修会を開催するとともに、道徳教育推進研究校を指定し、その成果を市全体に広めます。

○学校教育における人権教育の推進

- ・小・中学校における人権教育のより一層の充実を図るため、各学校や地域の実態に応じた人権教育を実践するとともに、人権教育研究実践校を指定し、その成果を市全体に広めます。

○児童・生徒指導の充実

- ・学校、家庭、地域が一体となって栃木の未来を担う子どもたちを健やかに育てるため、「“あったか栃木”子ども生き生きプロジェクト」を推進します。
- ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、「栃木市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの実態把握や臨床心理士による相談電話対応、「児童・生徒支援チーム」による学校訪問等を実施します。

○学校教育における健康教育の推進

- ・子どもたちが健康で充実した学校生活を送ることができるよう、定期的な健康診断や保健に関する指導を通して早期治療や疾病予防を図ります。
- ・学校と連携して、生涯にわたり子どもたち自身の健康保持増進を図るための必要な知識や態度、今後直面する健康課題に積極的に取り組むことができる力を育てる取り組みを進めます。

○体力の向上

- ・子どもたちの体力向上を図るため、全国体力・運動習慣等調査の結果を活用し、体育学習の内容の充実を図り、活動量に満ちた授業を実践するとともに、推進を担う体育主任等を対象とした研修会を実施します。

○食育の推進

- ・各学校の食に関する指導の全体計画と年間計画の充実のための支援、とち介ランチとふるさと学習を関連させた地域特産品学習事業をより充実させ食育を一層

推進します。

- ・学校・保護者・各機関と連携を図り、各学校における食物アレルギー対応を支援し、安全安心な学校給食の提供を推進します。
- ・学校施設の老朽化への対応や子どもたちの個別の状況に応じた給食を提供するための設備・施設のあり方等を検討し、計画的に整備します。

3 魅力ある教育環境の充実

高度化かつ複雑化する様々な教育問題に対応するため、教員は常に学び続け、教員としての資質能力を高めていく必要があります。また、学校は、家庭や地域の信頼に応え、地域に根ざした学校づくりに努めます。

一方、子どもたちの教育環境の充実を図るよう、施設・設備面の整備を計画的に進めます。 【注】

○地域とともにある学校づくりの推進

- ・とちぎ未来アシストネットを基盤に、地域とともにある学校づくりを推進するため、全小中学校で学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を実施し、学校・家庭・地域との連携・協働の更なる充実に努めます。

○教職員の資質能力の向上

- ・教職員の授業力や新たな教育課題に対応する資質・能力を向上させるため、学校訪問を通して校内研修会の活性化を図るとともに、市教育研究所による教職員のニーズに応じた専門研修・希望研修を実施します。

○指導・支援環境の充実

- ・個に応じたきめ細かな指導・支援を充実させるため、個別指導通級教室の設置、市費負担教職員による複式学級の解消、学校支援員や日本語指導員の適切な配置に努めます。
- ・教職員や子ども及びその保護者に対する支援を充実させるため、こどもサポートセンターや子育て支援課等の関係機関との連携の強化を図るとともに、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等による相談を実施します。

○学校安全の充実

- ・学校安全計画や危機管理マニュアル等を見直し、一元管理が可能な緊急メール配信システムを活用して、学校における安全管理の充実を図ります。
- ・子どもたちに自然災害への理解を深め、適切かつ主体的に対応しようとする力（自助の力）、自他の生命を尊重し、進んで地域の安全に貢献しようとする力（共助の力）を育てるため、栃木市防災教育プログラムをもとに計画的に防災教育を実施します。
- ・計画的・系統的な学習活動や実践的な体験活動の在り方について研究するため、防災教育推進研究校を指定し、その成果を市全体に広めます。

○学校施設・設備の充実

- ・運動場の敷地拡張整備（東陽中）を行います。
- ・学校施設（トイレの洋式化）の整備を進めます。

○学校の適正配置

- ・市内どこからでも通える小規模特認校制度（大宮南小、国府南小、真名子小、小野寺北小）について、文部科学省の委託事業として研究を進めながら推進します。
- ・「栃木市立小中学校適正配置基本方針」に基づき、基準を下まわる学校についてアンケート調査を実施した結果等を受けて各学校の適正配置を進めていきます。

4 一貫性のある教育の充実

子どもたちが社会に出るまでの学校教育において、発達段階に応じた教育を確実に
行いつつ、一貫した考え方のもと、異校種間の連携を図った教育を実践します。
義務教育期間の連携はもとより、幼稚園・保育所との連携や高校との連携にも力
を入れ、未来を担う子どもたちに、「生きる力」をより確かに育みます。 【注】

○小中一貫教育の充実

- ・義務教育9年間の一貫性のある教育により、未来を担う子どもたちに生きる力を育むために、中学校区を基本とした14のブロックで、学校・家庭・地域が目指す子ども像を共有し、ブロックならではの小中一貫教育の充実を図ります。
- ・小中一貫教育を組織的、計画的に実施し、その改善を図るため、小中一貫教育推進研究校を指定し、学校・家庭・地域が連携した学校評価の在り方を研究し、その成果を市全体に広めます。

○幼・保・小・中・高・大の連携・交流の充実

- ・幼・保・小の合同研修、相互職場体験研修や大学等を含めた異校種間の交流活動を通して、校種間の連携・交流の充実を図ります。

II 生涯学習の充実

1 生涯学習環境の充実

だれもが、いつでも、どこでも、学び続けられる生涯学習の推進のため、市民に効果的かつ効率的に学習情報を提供したり、学習の場を確保したりするためのネットワークを構築し、市民の主体的な学習活動を支援します。
また、市民の主な学習の場となる社会教育施設については、市民にとって利用しやすい施設を目指し、その整備充実に努めます。 【注】

○生涯学習ネットワークの構築

- ・とちぎ未来アシストネット事業を通して、人・団体・施設等が連携した生涯学習ネットワークを充実させるため、ボランティア支援や地域コーディネーター研修を実施します。

○社会教育施設の充実

- ・社会教育施設の有効活用と利便性の向上を図るための運営システムを構築するとともに、社会教育の拠点となる(仮称)地域交流センター整備の検討を進めます。また、社会教育施設間の連携が円滑に行われる体制づくりに努めます。

2 生涯学習機会の充実

地域の実情に応じた学習機会を提供していくとともに、その学習の成果を実践する場を設ける必要があります。併せて、社会生活に必要な家庭、青少年、人権などの社会教育についても、学習の機会を確保します。 【注】

○市民の学習機会の充実

- ・個人のニーズや社会の要請に対応した学習機会を提供するため、栃木市民大学をはじめとする各種講座等を実施します。また、生涯学習人材バンクを通して学んだ成果を地域や社会で実践する機会を提供します。
- ・市内図書館6館の管理運営を一括して指定管理者に委託し、生涯学習の機会が得られる場としての図書館として、すべての市民から親しみをもって利用される環境作りを図ります。

○家庭教育支援の推進

- ・子どもの発達段階に応じた家庭教育ができるよう、子育て講座や参加者が主体的に学ぶことができる家庭教育学級を開催します。

○青少年教育の推進

- ・青少年の社会性や豊かな人間性の育成を図るため、自然の中で行う体験学習や科学実験を行うサイエンススクール等を実施するとともに、青少年に多様な地域活動の機会と場を提供する「若者の居場所づくり事業」を推進します。

○青少年健全育成の推進

- ・青少年の健全育成を目指すため、青少年の諸活動を支援するとともに、警察や関係機関と連携した青少年非行防止活動及び研修会等を実施します。

○社会教育における人権教育の推進

- ・地域における人権教育の裾野を広げ、その充実を図るための講演会及び人権講座を実施します。

○読書環境の充実

- ・「栃木市図書館計画」の基本理念・基本方針を具現化するため、各種施策を展開します。特に「ふるさと学習」を支援するため、地域資料の収集・整理・保管に努めます。
- ・「栃木市子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書活動を推進します。

Ⅲ スポーツの推進

1 スポーツ環境の充実

スポーツ施設や情報提供の充実、指導者の養成のほか、市民がスポーツに親しみやすい環境づくりを推進していくことが必要です。また、各地域や団体、学校などを中心に、市民一人一人がスポーツを「する人」「観る人」「支える人」のどの立場においても、自主的に参加できるよう努めていくことで、スポーツを通じて市民が楽しく生き生きと健康な生活を送れるようにします。 【注】

○スポーツ施設の整備・充実

- ・市民のスポーツ活動を促進するため、既存施設等の多様なスポーツ拠点施設の整備・改修を図ります。

○スポーツ団体の育成・支援

- ・地域に根ざしたスポーツ活動を促進し、スポーツを通してコミュニティの活性化を図るため、総合型スポーツクラブやスポーツ・健康づくりに取り組む団体の育成・支援をします。

2 生涯スポーツの推進

市民のスポーツを行う目的は、スポーツを楽しむ、健康や体力づくりを行う、スポーツを通じて交流を深める、自己実現を図るなどさまざまです。本市では、市民一人一人が主体的にスポーツに取り組み、健康づくりに努めるとともに、スポーツを通じてコミュニティ活動を活性化し、住民相互の連帯感を高めることのできる「生涯スポーツ健康のまち」を目指します。 【注】

○スポーツマスタープランの推進

- ・一人でも多くの市民が、楽しくいきいきと健康な生活を送ることができるまちを目指すために策定したスポーツマスタープランをスポーツ推進の指針として、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめるスポーツライフの将来像「元気はつらつスポーツコミュニティとちぎ」の実現に向けて、本市のスポーツの推進を図ります。

○スポーツ交流の推進

- ・市民スポーツフェスティバルやウォーキング大会を実施します。また、平成34年に開催される第77回国民体育大会に向けて準備を進めます。

○スポーツ普及の推進

- ・各種競技大会・スポーツ教室などの開催や栃木市の地理的特性を生かした自然とふれあう体験型スポーツを推進します。

IV 文化の振興

1 文化芸術活動の推進

市民が、身近に文化芸術を鑑賞・体験できる環境を整えるとともに、次世代を担う子どもたちが良質な文化芸術に触れ、体験できる機会づくりが必要です。また、団体相互の文化交流等を促進しながら、文化芸術活動の育成・支援に努めます。

【注】

○文化芸術に親しむ機会の充実

- ・美術館や文化会館等において、身近に文化芸術に触れることができるよう、市民のニーズに応じた美術・音楽・舞台芸術等の鑑賞の機会を提供します。
- ・市の文化を学べる場を提供するための講座を開催するとともに、市民の文化に対する意識高揚を図るための文化検定を実施します。
- ・市庁舎4階展示スペースなどで喜多川歌麿の高精細複製画「雪」「月」「花」や復刻版の美人画などを展示し、歌麿と栃木との関係を広く紹介します。
- ・本市の歴史・文化・芸術の拠点として、美術品等の保存・展示機能を主とした（仮称）文化芸術館並びに市ゆかりの文学者などの紹介を主とした（仮称）文学館を整備します。

○文化団体等の育成・支援

- ・文化芸術活動の発表機会の充実に努めるとともに、文化芸術団体等の交流の促進を図ります。
- ・市文化振興推進制度による文化大使並びに文化マイスター（名人・達人）と連携し、文化事業の充実に努めます。

2 歴史文化の保護と活用

生活文化や文化財等の調査・研究を進めるとともに、各地域に現存する歴史的建造物等の調査を行い、修理・保存及び活用を図る必要があります。また、地域の歴史や文化を踏まえ、文化財等の保護活動を通して、地域の文化継承に積極的に関わることによって、地域の振興やコミュニティの活性化につなげます。 【注】

○文化財等の保存と活用

- ・伝統的建造物群保存地区保存事業により、歴史的な町並み景観の形成を図ります。
- ・各地域に残る貴重な資料等の調査、文化財等の指定を行い、文化財の保護に努めます。

○郷土芸能等の継承支援

- ・後継者育成や道具類整備等の支援を行うとともに、発表機会の提供や伝承活動の状況について、情報を発信します。